

目次

第1章 総則

第2章 給与の計算及び支払

第3章 基本給

第4章 諸手当

第5章 期末手当

雑則

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、一般社団法人京都光科学研究所職員就業規程（令和1年8月1日制定。以下「就業規程」という。）第23条に基づいて、一般社団法人京都光科学研究所（以下「研究所」という。）の常勤職員の給与に関する事項を定める。

（給与の種類）

第2条 職員の給与として基本給及び諸手当を支給する。

2. 前項の諸手当は、期末手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日手当、休暇手当、臨時に支払われる手当とする。

（給与の支給日等）

第3条 職員の給与（期末手当を除く。）の支給定日は、1日から末日までの分を当月25日に支給する。ただし、支給定日が日曜日に当たるときは支給定日の前々日、土曜日に当たるときは支給定日の前日、国民の祝日（昭和23年法律第178号）に当たるときは支給定日の翌日に支給する。

2. 支給定日においては、当月分の基本給、通勤手当及び休日手当を支給する。

3. 期末手当は、7月10日及び12月25日に支給する。ただし、支給定日が日曜日に当たるときは、支給定日の前々日に、支給定日が土曜日に当たるときは、支給定日の前日に支給する。

4. 第1項及び第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる非常の場合の費用に充てるため、請求があった場合には、既往の勤務に対する基本給及び諸手当を速やかに支給する。職員が離職（退職（死亡を含む）または解雇されることをいう。以下同じ。）したときも同様とする。

（1）職員またはその収入によって生計を維持している者が結婚もしくは出産し、疾病にかかり、災害に遭い、または死亡したことにより費用を必要とするとき

(2) 職員またはその収入によって生計を維持している者が、やむを得ない事情により1週間以上にわたって帰郷するとき

第2章 給与の計算及び支払

(給与の支給原則等)

第4条 給与は職員に直接その全額を通貨で、また、職員の同意を得た場合には、給与はその指定する銀行その他の金融機関における預貯金口座等へ振り込むことにより、これを支給する。

2. 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは、支払いの際控除する。

- (1) 源泉所得税
- (2) 住民税
- (3) 雇用保険料
- (4) 健康保険料
- (5) 介護保険料
- (6) 厚生年金保険料
- (7) 労基法第24条第1項ただし書に基づく社員代表との協定で定めたもの

(賃金の日割計算等)

第5条 月の途中で、次の各号の一に該当することとなった者には、日割計算で当該月分の基本給を支給する。

- (1) 職員となった者
- (2) 昇格、昇給等により基本給の額に変動を生じた者
- (3) 離職した者
- (4) 育児休業した者、介護休業した者、休職に付された者またはこれらから復帰、復職した者

2. 日割り計算の額は次の計算式で求める。

$$\text{日割計算額} = \frac{\text{基本給} + \text{諸手当}}{\text{賃金計算期間の暦日数}} \times \text{賃金計算期間における在籍歴日数}$$

3. 前項の日割計算は、その期間の総日数から就業規則第37条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として、これを行う。

4. 第1項の規定にかかわらず、職員が死亡したときは、その月の末日まで勤務したものとして、基本給を支給する。

(特別昇給)

第6条 勤務成績が特に良好である職員が次の各号の一つに該当する場合には、特別に昇給させることがある。

- (1) 研究、発明考案等により、表彰または顕彰を受けた場合
- (2) 代表理事・所長（以下「所長」という。）が特別に認めた場合

(給与の減額)

第7条 欠勤、遅刻、早退、私用外出等により所定勤務時間の全部または一部を休業した場合は、その休業した時間に対応する基本給及び諸手当または月給給与は支給しない。

(計算の端数処理)

第8条 給与額の計算において生じる端数の処理は、次の各号のとおりとする。

(1) 円未満の端数は、四捨五入する。

(2) 欠勤、遅刻等の不就労時間の計算は、当該賃金期間計算において時間数を合計し、30分未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(3) 時間外勤務手当、休日勤務手当の計算は、当該賃金計算期間において各々時間数を合計し、前条に規定する勤務1時間当たりの給与の額を算定する場合において、30分未満の端数がある場合は、これを切り捨て、それ以上の端数がある場合は、これを1時間に切り上げるものとする。その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(休職期間中等の給与)

第9条 職員が業務上または通勤途上の災害による心身の故障により、療養のため、一般社団法人京都光科学研究所職員就業規則第13条第1項第1号に定める休職とされた場合には、基本給、期末手当のそれぞれの100分の100の範囲内で、その休職の期間中、給与を支給する。

2. 前項の規定に該当する場合を除く心身の故障により、療養のため、一般社団法人京都光科学研究所職員就業規則第13条第1項第1号に定める休職とされた場合には、その休職の期間が満1年に達するまでは、基本給、期末手当のそれぞれの100分の80の範囲内で、その休職の期間中、給与を支給する。

3. 職員が、就業規則第13条第1項第2号の規定により休職とされた場合には、基本給、期末手当のそれぞれの100分の60の範囲内で、その休職の期間中、給与を支給する。

4. 職員が、就業規則第13条第1項第3号の規定により休職とされた場合には、基本給、期末手当のそれぞれの100分の70の範囲内で、その休職の期間中、給与を支給する。

5. 職員が、就業規則第13条第1項第4号の規定により休職とされた場合には、基本給、期末手当のそれぞれの100分の70の範囲内で、その休職の期間中、給与を支給する。

6. 前5項に規定する場合を除く他は、無給とする。

(時間外勤務手当の計算)

第10条 時間外勤務手当は、次の計算によって支給する。ただし、研究所が時間外勤務を命じた場合に限るものとする。

$$\text{時間外勤務手当} = \frac{\text{基本給または月額給与}}{\text{1ヶ月の平均所定労働時間}} \times 1.25 \times \text{時間外勤務時間数}$$

2. 前項の定めにかかわらず、一賃金計算期間の時間外勤務時間数と所定休日勤務時間数の合計が60時間を超過した場合は、超過した時間につき次の計算によって支給する。

$$\text{時間外勤務手当} = \frac{\text{基本給または月額給与}}{\text{1ヶ月の平均所定労働時間}} \times 1.5 \times \text{時間外勤務時間数}$$

(休日勤務手当の計算)

第11条 休日出勤手当は、次の計算によって支給する。ただし、研究所が時間外勤務を命じた場合に限るものとする。

(1) 法定休日の場合

$$\text{休日勤務手当} = \frac{\text{基本給または月額給与}}{\text{1ヶ月の平均所定労働時間}} \times 1.35 \times \text{休日勤務時間数}$$

(2) 所定休日の場合

$$\text{休日勤務手当} = \frac{\text{基本給または月額給与}}{\text{1ヶ月の平均所定労働時間}} \times 1.25 \times \text{休日勤務時間数}$$

2. 前項第2号の場合において、一賃金計算期間の時間外勤務時間数と所定休日勤務時間数の合計が60時間を超過した場合は、超過した時間につき次の計算によって支給する。

$$\text{休日勤務手当} = \frac{\text{基本給または月額給与}}{\text{1ヶ月の平均所定労働時間}} \times 1.5 \times \text{休日勤務時間数}$$

(深夜勤務手当の計算)

第12条 第10条第2項及び前条第2項において、その勤務が深夜に行われた場合は、次の計算によって支給する。

$$\text{深夜勤務手当} = \frac{\text{基本給または月額給与}}{\text{1ヶ月の平均所定労働時間}} \times 0.25 \times \text{深夜勤務時間数}$$

(適用除外)

第12条 第10条及び第11条の規定は、労働基準法第41条第2号に該当する管理、監督の地位にある者には適用しない。また、一般社団法人京都光科学研究所職員就業規則第35条規定の専門業務型裁量労働制が適用された研究員には第10条の規定は適用しない。

(年次休暇の給与)

第13条 一般社団法人京都光科学研究所職員就業規則第40条で定める年次休暇についてはこれを出勤したものとして取り扱い、通常の給与を支給する。

(病気休暇の給与)

第14条 一般社団法人京都光科学研究所職員就業規則第43条で定める病気休暇の認定を受けた職員には、その間出勤したものとして取り扱い、通常の給与を支給する。ただし、療養期間中の休日、代休日その他の病気休暇の日以外の勤務しない日を除いて連続して90日を超えることはできない。ただし、連続して90日に達した場合において、引き続き療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、当該特定病気休暇の承認を得ることにより、通常の給与を支給する。ただし、特定病気休暇の期間は、除外日を除いて連続して90日を超えることはできない。

(特別休暇の給与)

第 15 条 一般社団法人京都光科学研究所職員就業規則第 46 条で定める特別休暇の認定を受けた職員には、その間出勤したものとして取り扱い、通常の給与を支給する。

第 3 章 基本給

(基本給)

第 16 条 基本給の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 事務職基本給

(2) 研究職基本給

2. 前項の事務職基本給額は、京都工芸繊維大学の例を参考にし、その者の学歴、免許、資格、職務経験等を考慮して決定する。

3. 研究職基本給額は、前項に加えて、これまでの研究業績を考慮し且つ京都工芸繊維大学の教育職及び学術振興会研究員の基本給を参考として決定する。

(基本給の更改)

第 17 条 基本給の更改は、原則として毎年 4 月 1 日に研究所の業績及び職員の勤務成績（能力、成果、勤務態度等）を評価し、更改する。

2. 研究職については、次の各号について評価する。

(1) 内外の学会発表

(2) 一般講演または招待講演における発表

(3) 総説・解説の発表

(4) 特許出願状況

(5) 審査付き論文誌への発表状況

(6) その他、研究貢献度が高いものとして所長が認める事項

第 4 章 諸手当

(通勤手当)

第 18 条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる金額を支給する。

(1) 通勤のため交通費は、その者が電車等の公共交通機関を利用した合理的な通勤経路の 1 ヶ月分の通勤定期代を支給する。

(2) 通勤のため自動車等の交通手段を私用することを常例とする職員には、職員の区分に応じ、それぞれ次の表に掲げる額を支給する。

区分	距離
イ	自動車等の使用距離が片道5キロメートル未満である職員
ロ	自動車等の使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員
ハ	自動車等の使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員
ニ	自動車等の使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員
ホ	自動車等の使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員
へ	自動車等の使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員
ト	自動車等の使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員
チ	自動車等の使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員
リ	自動車等の使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員
ヌ	自動車等の使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員
ル	自動車等の使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員
ヲ	自動車等の使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員
ワ	自動車等の使用距離が片道60キロメートル以上である職員

(3) 通勤のための交通機関等を利用してその運賃等を負担し、且つ自動車道等を使用することを常例とする職員には、前2号に掲げる額の合計額を支給する。ただし、自動車等の距離が2キロメートル未満である職員に支給する通勤手当の額は、第1号により算出した額とし、その額が前号に掲げる額に満たないときは、前号の区分イに掲げる額とする。

(4) 徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である職員には、前3号に規定する通勤手当を支給しない。

2. 通勤手当の支給は、職員が新たに第1項の要件を具備するに至った場合においてはその日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始する。ただし、通勤手当の支給の開始については、届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後に変更されたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3. 通勤手当は、これを支給されている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書きの規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

5. 就職あるいは退職などの理由により支給日数が1か月を下回る場合は、通勤手当を日割計算した場合と、1か月の通勤費手当を比較し、金額が少ない方を支給する。

(臨時に支払われる手当)

第19条 研究所は、前各条の他に、臨時または暫定的に手当を支給することがある。

第5章 期末手当

第20条 期末手当の算定期間は、次のとおりとする。

7月： 1月1日 ～ 6月30日

12月： 7月1日 ～ 12月31日

7月1日及び12月1日にそれぞれ在籍する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務日数を勘案して、支給する。

2. 前項の規定にかかわらず、研究所の財務状況等その他やむを得ない事由により、期末手当を支給せず、またはその支給日を遅らせることがある。

(期末手当の算定基準)

第21条 期末手当の算定基準は、前条第1項の算定期間におけるその者の、勤務成績、出勤率、貢献度を勘案して決定する。

(期末手当の支給条件)

第22条 期末手当の支給条件は、算定対象期間の全期間を勤務した者を対象とする。

(雑則)

第23条 この規則に定めのない事項については、国立大学の例を参考に所長が定めるものとする。

附 則

この規則は、令和1年9月1日から施行する。